

ごあいさつ

就労継続支援A型事業所ユーズは、

難病や障害のある方が「雇用契約」を結び、サポートを受けながら働くことができる事業所です。

雇用契約を結んで働くということは、労働基準法などの労働関係法規等の適用を受ける「労働者」として扱われるということです。なので、ユーズで働く人たちは、最低賃金もしくはそれ以上の賃金を受け取ることができたり、労働基準法に定められた時間以上の労働を強いられたりしないなど、法律によって保護される立場になります。

また、ユーズでは一般企業への就労に必要な知識や技能、能力が高まった人に関しては、積極的に一般の企業への就職にむけて支援を行っていきます。皆さんが、よりよい社会生活を送れるように全力で応援します！

支援内容

まずは生活のリズムを作っていきます。

日々の業務を通じて、報告・連絡・相談が自然と身に付くように支援していきます。一般就労を目指して基本的なマナーも学んでいきます。みなさんひとりひとりが大切な社会資源です。社会にはみなさんを必要としている場所がたくさんあります。自分自身を理解し、自然と心のバランスがとれるように職員一同寄り添っていきます。

対象者

- 障害者手帳・医療手帳をお持ちの方
- 年齢が18歳以上65歳未満の方
- 移動・食事・排泄等、身辺処理の自立している方
- 指示・意思伝達等の理解ができる方
- 定められた規則等を守る方

利用開始までの流れ

●お問い合わせ●

まずはお電話かメールでご連絡ください。

●見学・説明会●

施設説明と作業見学があります。
保護者の方も同席歓迎です。

●体験・面接●

1～2週間程度の体験利用期間中に通えるか、
仕事に従事することが可能か確認させていただきます。
●ハローワークで紹介状をもらい面接を行います。

●内定●

内定が決まりましたらご連絡いたします。

●受給者証の準備

※受給者証をお持ちでない方は、各市町村の福祉部へ申請します。
必要書類を作成し、障がい者福祉サービス受給者証が交付されます。

●「サービス等利用計画書」の作成●

サービスを利用する場合、目標などを定めた計画(サービス等利用計画書)を作成する必要があります。この作成は、市町村を通して指定特定相談支援事業者に依頼することができます。
各市町村の福祉部へ課に作成したサービス等利用計画書を提出します。

●個別支援計画書の策定●

ご本人(または代理人の方)と一緒に個別の支援計画書を策定します。

●本契約●

正式な採用となります。契約書類などへの記入があります。

利用者スケジュール

9:00

朝礼・作業の確認
日報記入



10:00

掃除



10:10

業務



12:00

昼休み



13:00

業務



14:50

掃除



15:00

退社および休憩

15:15

勉強会



15:45

休日

当社カレンダーによる

利用時間

9:00～17:00